

報告第11号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月30日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年8月15日午後1時45分ごろ、市道5-6560号線において、
、
氏運転の軽自動車（
所有者
、使用者
氏）が北東に向かって走行中、渋川市赤城町栄167番6地先市所有地の高木が倒れ、同車両の右前部に接触し、破損させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月23日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙

- (1) 甲は乙に対し、損害賠償金579,594円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

579,594円